

令和5年6月9日

ご利用者及びご家族 様
関係者 各位

社会福祉法人小山町社会福祉協議会
会長 白井芳廣

小山町社会福祉協議会における職員の不祥事案件について(お詫び)

小山町社会福祉協議会において、職員（30歳代・男性）による不祥事案件が発生いたしました。

町民や関係者の皆様の信頼を失墜する事態となりお詫びを申し上げるとともに、不祥事の再発防止と信頼回復に向け、福祉の向上に努めてまいります。

なお、関係団体や行政各機関との連携により、再発防止対策を講じてまいります。詳細が決まり次第、追ってお知らせいたします。

記

1 不祥事案件の概要	<p>① 高齢者向け配食サービスの利用チケット代金を着服したとともに、代金徴収業務の一部を正当な理由なく怠り、本会に多大な損害を与えた。 (法人が把握した時期；令和5年4月3日)</p> <p>② A団体（本会が事務を一部受託）の役員から預金通帳と金融機関登録印を不正な手段により預り、複数回にわたり口座から預金を引き出し着服した。また、許可なく使途不明な郵便切手を大量に購入し、同団体に対し多額の損害を与えた。(法人が把握した時期；令和5年5月23日)</p> <p>③ B団体（本会が事務を一部受託）の役員から預金通帳と金融機関登録印を不正な手段により預り、複数回にわたり口座から預金を引き出し着服した。さらに、役員が集金した年会費や募金を不正に預り着服するなど、同団体に対し多額の損害を与えた。(法人が把握した時期；令和5年5月23日)</p> <p>④ C団体（本会が事務を全部受託）の預金通帳と金融機関登録印を不正な手段により持ち出し、複数回にわたり口座から預金を引き出し着服した。さらに、許可なく使途不明な郵便切手を大量に購入し、同団体に対し多額の損害を与えた。(法人が把握した時期；令和5年5月24日)</p>
2 着服金額及び大量購入した郵便切手の金額	194万7千122円（令和5年5月31日時点）
3 着服金の返済	当該職員は着服等を認めており、着服金を返済する意思を示している。さらに、大量購入した郵便切手についても、買取の意思を示している。

4 懲戒処分の概要	<p>6月7日（水）に理事会を開催し、当該男性職員を「懲戒解雇」とする方針を固めた。</p> <p>さらに、当該不祥事案を招いたことによる管理監督責任により、下記の者に対する懲戒処分を同日付けで決定した。</p> <p>【会長】報酬の10%減額／1か月 【事務局長】減給（給料月額の10%減額／1か月） 【直属の上司】けん責</p>
-----------	--

問い合わせ先	社会福祉法人小山町社会福祉協議会 担当；法人本部 事務局長（原） 〒410-1311 駿東郡小山町小山 75-7 TEL. 0550-76-9906 ／ FAX. 0550-76-9907
--------	---